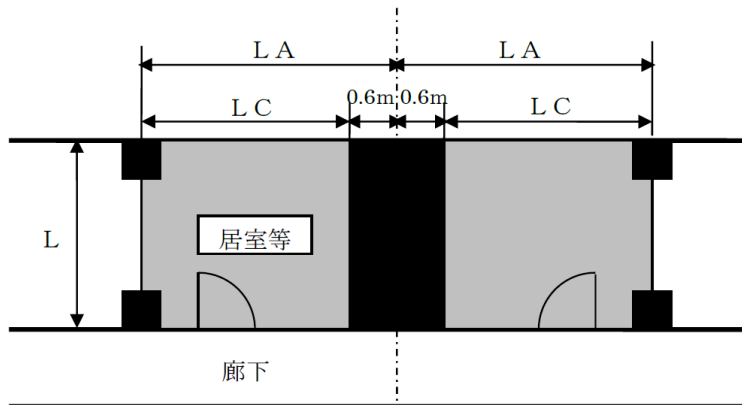


5-28 パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号。以下「第13号告示」という。）及び「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の運用上の留意事項について」（平成28年2月23日消防予第48号）の規定によるほか、次によること。

1 第13号告示の第4において同時放射区域が隣接する場合における防護面積は、隣接する部分（壁、戸等により区画されていない部分をいう。）に限り0.6m長くできるものとする。

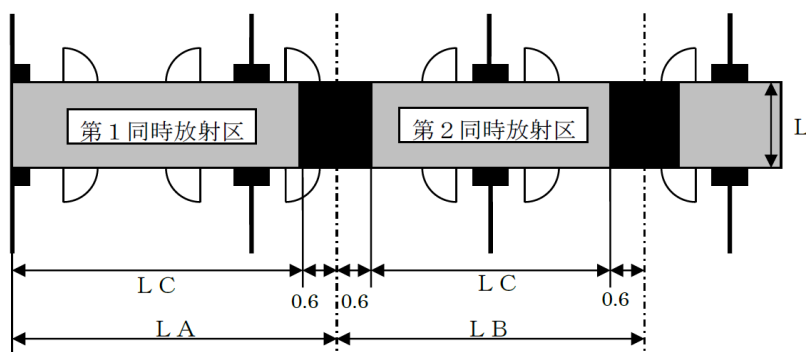
(1) 一の居室等を二の同時放射区域とする場合



同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

この場合において、防護面積は $L \times (LC + 0.6)$ とすることができる。

(2) 廊下、通路等を二以上の同時放射区域とする場合



第一同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

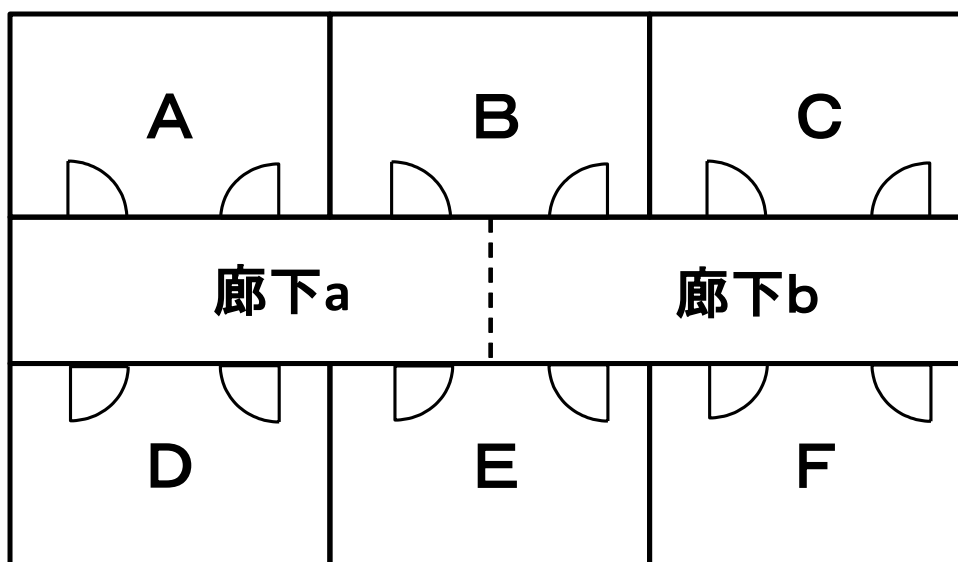
第二同時放射区域 $L \times LA = L \times (0.6 + LC + 0.6)$

この場合において、防護面積はそれぞれ

$L \times ((LC + 0.6) \text{ 又は } (0.6 + LC + 0.6))$ とすることができる。

2 第13条告示の第4において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合において、次の(2)の場合を除き、隣接する同時放射区域間の共用はしないこと。なお、隣接する同時放射区域の考え方は、火災が発生した場合において延焼するおそれのあると考えられる当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであり、次の(1)に示す。

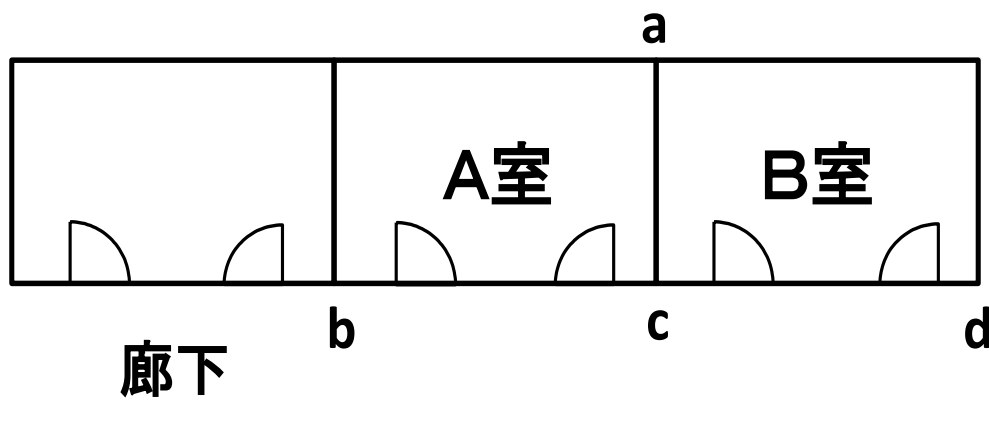
(1) 隣接する同時放射区域の考え方



	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A		○					○	
B	○		○				○	○
C		○						○
D					○		○	
E				○		○	○	○
F					○			○
廊下 a	○	○		○	○			○
廊下 b		○	○		○	○	○	

- 備考 1 ○印は隣接するものを示す。
 2 廊下a及び廊下bは、同時放射区域(13㎡)で区画した場合とする。
 3 各室は一の同時放射区域となっている。

(2) 隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合の取扱い



<p>(1) A室とB室間において共用できる場合（a - c間が右の事項を満たす場合）</p>	<p>耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、A室とB室間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。</p>
<p>(2) A室とB室間において共用ができない場合（a - c間が右の事項に該当する場合）</p>	<p>上記事項を満たしていない場合。 例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。</p>
<p>(3) A室又はB室と廊下において共用できる場合（b - c間又はc - d間が右の事項に該当する場合）</p>	<p>耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。</p>

3 第13号告示第5、8に規定する受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等（以下「消火薬剤貯蔵容器等保管庫」という。）の設置場所については、下記(1)~(4)によること。

- (1) 消火薬剤貯蔵容器等保管庫は凍結のおそれがなく、かつ、点検に便利な場所に設けるほか、次のいずれかに掲げる場所に設けること。
- (2) 消火薬剤貯蔵容器等保管庫の不燃専用室
なお、加圧送水装置等の不燃専用室には、飲料、雑排水等に用いる加圧送水装置等を併置することができる。
- (3) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上で、不燃材料で区画した場所
- (4) その他、火災による被害を受けるおそれがないよう、特に有効な措置を講じた場所